

資料収集方針書 (2009)

目次

はじめに	1
第 1 章 国内の資料	1
1.1 基本的な考え方	1
1.1.1 適用範囲	1
1.1.2 所蔵状況	1
1.1.3 収集方針	1
1.2 納本対象の出版物	2
1.3 納本対象ではないが収集対象である資料	2
1.4 コレクションとしての収集	2
1.4.1 博士論文・国等の補助による研究成果報告書	2
1.4.2 旧植民地関係資料	3
1.4.3 日本近現代政治史料	3
1.4.4 議員著作文庫	3
1.4.5 和古書及び漢籍	4
1.4.6 児童書	4
1.4.7 歴史的音源	4
1.5 複本の整備	5
1.5.1 複本整備の目的	5
1.5.2 収集範囲	5
第 2 章 外国の資料	5
2.1 基本的な考え方	5
2.1.1 適用範囲	5
2.1.2 所蔵状況	6
2.1.3 収集方針	6
2.2 主題別の収集	8
2.2.1 社会科学分野	8
2.2.2 人文科学分野	9
2.2.3 科学技術分野	10
2.3 コレクションとしての収集	11
2.3.1 議会資料	11
2.3.2 法令資料	11
2.3.3 官庁資料	12

2.3.4	国際機関資料	12
2.3.5	科学技術関係資料	12
2.3.6	新聞資料	12
2.3.7	地図資料	13
2.3.8	日本関係資料	13
2.3.9	日本占領期関係資料	13
2.3.10	移民関係資料	14
2.3.11	アジア関係資料	14
2.3.12	児童書及びその関連資料	14
2.3.13	洋古書	15
2.4	複本の整備	15
2.4.1	複本整備の目的	15
2.4.2	収集範囲	15
第3章	電子情報	15
3.1	基本的な考え方	15
3.1.1	適用範囲	15
3.1.2	収集方針	15
3.2	利用権契約するネットワーク系電子出版物	16
3.2.1	適用範囲	16
3.2.2	導入状況	16
3.2.3	収集範囲	16
3.3	ネットワーク提供するパッケージ系電子出版物	17
3.3.1	適用範囲	17
3.3.2	導入状況	17
3.3.3	収集範囲	17
3.4	収集・蓄積するインターネット資料等	17
3.4.1	適用範囲	17
3.4.2	収集状況	17
3.4.3	収集範囲	17
第4章	立法関係資料	18
4.1	基本的な考え方	18
4.1.1	適用範囲	18
4.1.2	収集方針	18
4.2	収集範囲	18
4.2.1	立法資料	18
4.2.2	国会分館の資料	18
4.2.3	議員閲覧室の資料	18
<参考>	重要度の表現について・収集レベルについて	19

はじめに

この方針書は、資料収集の指針（平成 5 年館長決定第 2 号）第 8 項に基づき、国立国会図書館において収集する資料の範囲、優先順位等について示すものである。

国立国会図書館は、次の使命を果たすために必要な資料を収集するものとする。

- ・国会議員の職務の遂行に資するため、国会の諸活動を資料情報面・調査分析面で補佐する。
- ・行政及び司法の各部門の業務遂行を支援する。
- ・国民の知的活動の所産である国内出版物を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存し、広く利用に供する。
- ・「国の蔵書（ナショナル・コレクション）」を構築するため、国内出版物に加え、国外で発行された日本に関する資料等を収集し、保存する。
- ・国民の知的活動のために必要な国内外の資料を収集し、利用に供する。
- ・国内外の各種図書館と連携し、協力活動を行う。

第 1 章 国内の資料

1.1 基本的な考え方

1.1.1 適用範囲

本章では、日本国内で発行又は作成された資料について、その言語にかかわらず扱う。また、漢籍及び日本関係資料（2.3.8 参照）のうち昭和 20（1945）年以前に日本の旧植民地等で発行又は作成されたものについても、その歴史的経緯及び収集方法の特殊性を考慮し、本章で扱う。ただし、国内のネットワーク系電子出版物（電子ジャーナル等）及びネットワーク提供するパッケージ系電子出版物（CD/DVD-ROM 等）は第 3 章「電子情報」で扱う。

本章では、1.2 で納本対象資料を、1.3 で納本対象外の資料を、1.4 で収集にあたって留意すべき資料群をコレクションとして扱う。

1.1.2 所蔵状況

国立国会図書館の蔵書は、議会図書館（明治 23（1890）年開設の衆議院・貴族院図書室を起点）と帝国図書館（明治 5（1872）年文部省所管の書籍館を起点）の二つの源流をもつ。帝国図書館から明治・大正・昭和前期の出版物約 100 万点を受け継いだ。国立国会図書館が設立された昭和 23（1948）年以降は、主に納本制度に基づき収集した図書、雑誌、新聞等を所蔵している。

これらの資料は、東京本館、関西館及び国際子ども図書館の三施設で分散して保管している。国内の資料については、東京本館で図書、雑誌、新聞、電子出版物等のほか、日本近現代政治史料や江戸時代以前の和古書・漢籍などを保管している。関西館では、国内出版物の一部（複数納本された場合の二部目を含む。）、雑誌記事索引採録誌を中心とした和雑誌の一部、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、国内博士論文などを保管している。国際子ども図書館では、児童書、児童雑誌、教科書、学習参考書などを保管している。

1.1.3 収集方針

日本国内の出版物については、納本制度に基づき網羅的に収集する。納本制度とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度である。我が国では国立国会図書館がその運用を担っており、国立国会図書館法第 24 条から第 25 条の 2 までに規定されている。納本制度に基づく収集は昭和 23（1948）年から開始された。

納本制度に基づく収集のほか、購入、寄贈その他の方法又は行政及び司法の各部門からの移管によっても収集を行う。これらのうち、日本近現代政治史料、旧植民地関係資料及び新聞については、納入、寄贈による収集のほか、他機関の所蔵資料をメディア変換した複製物の収集又は寄託による収集も行う。

個人、団体等の所蔵又は旧蔵のコレクションについては、当館の所蔵状況、資料の価値及び数量等を考慮のうえ厳選して収集する。

国内の資料で内容が同一でも媒体が異なる場合、紙、マイクロ、電子それぞれ媒体ごとに最良のものを1部以上収集し、保存する。

1.2 納本対象の出版物

納本制度施行（昭和23（1948）年）以降、国内で発行された出版物は、網羅的収集の対象となっている。納本対象となる出版物は、頒布を目的として相当部数作成された出版物（図書、小冊子、雑誌、新聞、地図、楽譜、レコード・音楽CD・ビデオ・DVD等の音楽映像資料、マイクロ資料、CD/DVD-ROM等のパッケージ系電子出版物、点字・大活字資料、絵本、規格等）をいう。

審議会・調査会等の資料や公的な助成で行われた委託研究等の報告書、各種会議の議事録など、作成部数が少数であっても、公開を意図した出版物は納本の対象である。これらは国政審議や各種調査研究に資するものであり、また歴史的文化的資料としても重要性が高く、納入対象出版物の重要な構成要素となっている。

ただし、機密扱いの資料等、発行者が公開を予定せず作成した資料は納本の対象としない。また、申込書、日記帳等の書式・ひな形の類や、チラシ等簡易なものも納本の対象としない。

映画フィルムについては、当面の間納入が免除されているため収集しない。

なお、音楽映像資料を含むパッケージ系電子出版物は、平成12（2000）年から納本制度の対象となっている。

1.3 納本対象ではないが収集対象である資料

博士論文、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書及び国内の原子炉設置（変更）許可申請書については、網羅的に収集する。

納本制度施行（昭和23（1948）年）以前の資料のうち、明治期以降の出版物については、その出版文化史上の意義にかんがみ、また、帝国図書館旧蔵資料を継承した当館の使命・役割に基づき、所蔵資料の充実を図ることとする。官庁資料、旧植民地関係資料（1.4.2 参照）及び児童書（1.4.6 参照）は、できる限り広く収集する。文学作品の初版本及び明治初期の雑誌・新聞は、選択して収集する。

歴史的音源（1.4.7 参照）など、時代の世相を伝える貴重な文化的資産となる資料については、出版物に限らず、選択して収集する。

日本近現代政治史料及び和古書・漢籍については別記（1.4.3、1.4.5）。

1.4 コレクションとしての収集

1.4.1 博士論文・国等の補助による研究成果報告書

1.4.1.1 適用範囲

博士論文とは、博士の学位を得るために国内の大学その他の学位授与機関に提出される学位

請求論文をいう。国等の補助による研究成果報告書とは、科学研究費補助金による研究成果報告書及びその他の国又は地方公共団体等の公費補助による研究成果報告書をいう。これらは、外国の科学技術分野の資料（2.1.3.4 参照）とともに、当館の科学技術関係資料を形成する。

1.4.1.2 所蔵状況

博士論文は、帝国図書館から引き継いだ大正 12（1923）年 9 月以降のものを所蔵しており、研究成果報告書は、昭和 58（1983）年以降の文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書を中心に所蔵する。

1.4.1.3 収集範囲

博士論文・研究成果報告書は、学術研究成果の公開利用の促進に資するため、網羅的に収集する。

1.4.2 旧植民地関係資料

1.4.2.1 適用範囲

旧植民地関係資料とは、昭和 20（1945）年以前に日本の旧植民地等で出版された資料、及び旧植民地関係機関の出版物をいう。

1.4.2.2 所蔵状況

帝国図書館で所蔵していた資料のほか、南満州鉄道株式会社東亜経済調査局の旧蔵書、外邦図（日本陸軍参謀本部陸地測量部が作成・複製した、日本領土以外の地域の地図）などを所蔵する。

1.4.2.3 収集範囲

旧植民地関係資料は、日本近現代史研究、アジア地域研究及び外交・国際関係分野の調査研究等に資するため、できる限り広く収集する。外邦図については、当館未所蔵部分について積極的に収集する。

1.4.3 日本近現代政治史料

1.4.3.1 適用範囲

日本近現代政治史料とは、幕末維新时期から現代に至る政治家、官僚、政治関連団体等の旧蔵資料（書簡、執務参考資料、日記等）、又は日本の近現代における政治史に関連する史料をいう。

1.4.3.2 所蔵状況

幕末維新时期から現代に至る政治家、官僚等の旧蔵資料を中心にした約 400（旧蔵者単位）の文書群を所蔵する。中でも伊藤博文、陸奥宗光、大久保利通、井上馨、西周、三島通庸等明治期に国政レベルで活躍した政治家、官僚の文書群が多い。その他、憲政史編纂会旧蔵資料、政治談話録音（主に昭和前期から戦後にかけて日本の政治史で指導的な役割を果たした人物、歴史的に重要な事件にかかわった人物を対象に当館が実施したオーラルヒストリー）などを所蔵する。

1.4.3.3 収集範囲

主に政治家が所蔵していた文書類を中心に収集する。特に、日本の憲政史及び議会政治に関連する文書類を積極的に収集する。その他の文書類については、文化・学術上重要なもの又はすでに収集している日本近現代政治史料を補完するものを選択して収集する。

1.4.4 議員著作文庫

1.4.4.1 適用範囲

議員著作文庫とは、帝国議会開設以来の衆議院、参議院及び貴族院に議席を持った議員が著

述した図書で構成される資料群をいう。

1.4.4.2 所蔵状況

昭和 39（1964）年 1 月に全議員に対して寄贈を依頼する書状を発送し、それによって寄贈された図書を基礎とし、それ以降、納本による収集とは別に、議員から寄託・寄贈されたもの、その他購入等によって収集したものを所蔵する。

1.4.4.3 収集範囲

国会議員の業績及び事績を明らかにし、国会の諸活動の研究に資するとともに、国会議員の業績を顕彰するため、議員の著作をできる限り広く収集する。評伝については、資料価値の高いものを選択して収集する。

1.4.5 和古書及び漢籍

1.4.5.1 適用範囲

和古書とは、刊行又は書写の年代が原則として江戸期以前の資料をいい、漢籍（朝鮮本、安南本等を含む。）とは、原則として清代以前又はそれに相当する時期の資料をいう。

1.4.5.2 所蔵状況

貴重書、準貴重書を始めとして約 30 万冊を所蔵する。幅広い蔵書構成が特徴であるが、特に近世資料が充実している。本草学、国語学、日本人著作の漢詩文集、江戸文芸書、暦書、中国の族譜・地方誌等のコレクションを中心に所蔵する。

1.4.5.3 収集範囲

和古書及び漢籍は、文化史又は学術上重要なものを厳選して収集する。特に、学芸史又は出版文化史上貴重な文化財と認められる資料、散逸又は海外流出を惜しまれる孤本又は稀本に留意する。

1.4.6 児童書

1.4.6.1 適用範囲

児童書とは、おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者として想定される資料で、絵本、児童文学、ノンフィクション等を内容とする狭義の児童書のほか、教科書（教師用指導書を含む。）、学習参考書及び一部のヤングアダルト資料や漫画をいう。図書、雑誌、新聞のほかに、紙芝居、カルタ、映像資料及びパッケージ系電子出版物等の非図書資料も対象とする。

1.4.6.2 所蔵状況

明治期以降の国内刊行児童書を所蔵する。納本制度施行（昭和 23（1948）年）以後の資料が中心であり、それ以前に発行された児童書は未所蔵のものが多。教科書については、一括代行機関による納入が開始された平成 14（2002）年度分から所蔵する。

1.4.6.3 収集範囲

納本制度による収集に加え、納本制度施行後の当館未所蔵出版物については、その発見に努め網羅的に収集する。明治・大正・昭和前期に発行された当館未所蔵の児童書については、雑誌・新聞の欠号分も含め、専門書誌・専門事典類に収録されているなど評価が定まっているものを中心にできる限り広く収集する。

1.4.7 歴史的音源

1.4.7.1 適用範囲

歴史的音源とは、音盤（SP 原盤等）に録音された音源のことをいう。これらが時代の経過とともに散逸、劣化してゆくことにかんがみ、印刷物等と同様に、我が国の貴重な文化財として収集する。

1.4.7.2 所蔵状況

平成 21 年度から収集を開始する。

1.4.7.3 収集範囲

市販、非市販を問わない。邦楽、洋楽、演説、朗読等、ジャンルも問わない。歴史的音源として価値が高い資料について、関係機関と利用条件、権利の所在等を協議しつつ、選択して収集する。

1.5 複本の整備

1.5.1 複本整備の目的

東京本館、関西館及び国際子ども図書館における国会サービス、来館利用及び遠隔利用をはじめとした図書館サービスを円滑に提供するため、又は利用と保存の調和を図るため、特に必要な資料を複本として計画的に整備する。

1.5.2 収集範囲

1.5.2.1 東京本館の複本

東京本館各室で閲覧用として開架する参考図書（辞典、事典、書誌、統計、年表、年鑑等）及び雑誌・新聞を選択して収集する。また、専門室で開架する資料が重複する場合は、利用頻度の高いものを厳選して収集する。

1.5.2.2 関西館の複本

① 一般資料

図書は、原則として当館開館（昭和 23（1948）年）以降に発行された資料を収集する。特に、図書館間貸出を中心とした遠隔利用サービスに留意する。参考図書類、書誌、索引、官庁資料（法令・議会資料を含む。）、図書館・図書館情報学関係資料を積極的に収集する。学術書・専門書は、分野を問わず基本的なものから専門的なものまで選択して収集する。

雑誌は、雑誌記事索引採録誌をできる限り広く収集する。採録誌以外の雑誌については、調査研究に有用なもの、利用の多いものを選択して収集する。新聞は、主要なものを選択して収集する。

② アジア関係資料

図書は、閲覧用として開架する参考図書を中心に、学術書、資（史）料集、叢書、全集の基本図書、統計等の資料を積極的に収集する。雑誌、年鑑及び新聞は、選択して収集する。特に、アジア関係機関・団体の出版物及び在日アジア人を対象とする資料に留意する。

1.5.2.3 国際子ども図書館の複本

児童書・児童文学、児童文化、伝承文学等を主題とする資料、及び子どもの読書・児童図書館等に関する資料を積極的に収集する。また、これら以外の分野であっても調査研究に必要な基本的な一般参考図書類、雑誌・新聞を選択して収集する。

「子どものへや」及び「世界を知るへや」において閲覧に供するための開架用資料、並びに学校図書館セット貸出し用資料を選択して収集する。

第 2 章 外国の資料

2.1 基本的な考え方

2.1.1 適用範囲

本章では、日本国外で発行又は作成された資料及び日本国内の外国大使館等で発行又は作成

された資料を扱う。また、国内の出版物であっても海外機関の所蔵資料をメディア変換した複製物については、その収集方法の特殊性を考慮し、本章で扱う。ただし、外国のネットワーク系電子出版物（電子ジャーナル等）及びネットワーク提供するパッケージ系電子出版物（CD/DVD-ROM等）は第3章で扱う。

本章では、2.1.3で外国資料全体及び分野別の収集方針を扱う。2.2では更に細分した主題別の収集方針を扱う。2.3では、収集にあたって留意すべき資料群をコレクションとして扱う。うち、2.3.1から2.3.5までは2.2を補完する。2.3.6以降については全分野を対象とする。

2.1.2 所蔵状況

当館開館（昭和23（1948）年）以前の外国資料は帝国図書館から受け継いだものが中心である。明治期に受け入れたものは英語の人文社会科学書が多く、大正期以降の受入資料は英語以外の言語も含めた各分野の基本的な原著を所蔵するほか、日本関係洋書も広く所蔵する。当館開館後の受入れ資料としては、立法関係、各国政府の政策、国際関係、経済・社会、科学技術関係を中心に所蔵する。発行地域は、英国、米国を中心に欧米の主要国ほか、アジア地域を多く所蔵する。

雑誌、とりわけ学術雑誌は、学術情報流通のための重要な手段として用いられており、重点的に収集を行ってきた。分野では、国の科学技術振興施策にのっとり科学技術関係雑誌の充実に努めてきた。

外国の資料については、東京本館で洋図書（年鑑類含む。）及び洋新聞を、関西館で洋雑誌、アジア言語の図書及び雑誌・新聞、科学技術関係資料並びに洋図書の一部を、国際子ども図書館で児童書及び関連資料を保管している。

2.1.3 収集方針

2.1.3.1 一般方針

外国の資料については、「はじめに」で掲げた当館の使命を果たすため、国政審議に資する資料、学術的調査・研究に資する資料及びレファレンスに資する資料を中心に収集を行う。特に、議会・法令資料、科学技術関係資料、日本関係資料（2.3.8参照）及びアジア関係資料（2.3.11参照）の充実に努める。

収集は、購入、国際交換、寄贈その他の方法によって行う。日本占領関係資料及び移民関係資料については、他機関の所蔵資料をメディア変換した複製物の収集を主として行う。

言語については、原則として、翻訳資料ではなく原語資料を収集する。

外国の資料については、内容が同一で媒体が異なる場合、原則としていずれかの媒体のものを1部収集し、保存する。

同内容の情報がインターネットで無償提供されている場合、その提供機関の信頼性が非常に高く、かつ、長期的なアクセスが可能と判断されれば、紙媒体による収集を継続しないことも検討する。

① 図書

参考図書（辞典、事典、書誌、統計、年表、年鑑等）は、主題を問わず収集する。その他の図書は、新刊の学術書を優先して収集する。

データが更新されるものは、できる限り最新版を備える。

原則としてハード・カバー形態を収集する。

② 雑誌

当該分野で利用や引用が多く、重要性が高いとみなされている雑誌を中心に収集する。特に、

科学技術関係雑誌の収集に留意する。国際的にその分野の代表的なもの、基本的な学術雑誌、基幹的な学協会誌、紀要等を優先する。雑誌のタイトル選定に当たっては、電子ジャーナルの利用可能性、利用動向、代表的な抄録・索引誌への採録の有無、当該分野での重要度、他機関所蔵状況等を検討要件とする。

③ マイクロ資料

記録集、統計集、資料集等の過去に遡及する大きなセットなどのマイクロ資料は、厳選して収集する。所蔵資料と重複する場合は、さらにその保存状態、欠号の有無などを考慮して収集する。

④ CD/DVD-ROM 等パッケージ系電子出版物

紙媒体で入手不可能な場合、紙媒体よりも明らかに検索利便性及び速報性が高まる場合に限り、パッケージ系電子出版物の入手を検討する。館内ネットワーク提供を目的とする場合は 3.3.3 を参照。

⑤ その他の形態の資料

加除資料は、法令資料以外は厳選して収集する。原則として、常に最新版を維持し、管理が可能であることを収集条件とする。

楽譜、レコード・音楽 CD・ビデオ・DVD 等の音楽映像資料、スライド、ポスター、写真、映画フィルム等は原則として収集しない。

新聞及び地図については別記（2.3.6、2.3.7）。

2.1.3.2 社会科学分野の方針

参考図書は、基本的なものをできる限り広く収集する。事典は、英語以外の主要言語で記述されたものにも留意する。研究書は、学術的に高く評価されるものを積極的に収集するほか、新しい動向を扱ったものは書評等により一定の評価を受けたものを選択して収集する。国政審議の上で重要と思われる地域又は経済圏に関する資料を積極的に収集する。特に、主要な国及び地域（英・米・独・仏・伊・加・露・中・韓・EU）に重点を置く。

会議録は、重要度の高い国際会議の会議録の中から選択して収集する。博士論文は厳選して収集する。

2.2 の各項で、収集レベルについて特段の記載がない場合は、一般調査レベルまでを対象とする。ただし、国政の論点となるような資料や学術上重要なものは、研究レベルまでを対象とする。

議会資料、法令資料、官庁資料及び国際機関資料については別記（2.3.1～2.3.4）。

2.1.3.3 人文科学分野の方針

参考図書は、基本的なものを積極的に収集する。研究書は、学術的に高く評価されるものを選択して収集する。特に、日本の文化・思想・学術等に影響を与えてきた文献や関係資料に留意する。主要国（英・米・独・仏・伊・加・露・中・韓）に重点を置く。

著作集、全集、叢書類は選択して収集する。個別の著作（研究書を除く。）は厳選して収集する。ただし、重要な人物の代表的な伝記は選択して収集する。

会議録及び博士論文は、東洋学関係、図書館情報学関係を中心に厳選して収集する。

2.2 の各項で、収集レベルについて特段の記載がない場合は、一般調査レベルまでを対象とする。ただし、国政の論点となるような資料や学術上重要なものは、研究レベルまでを対象とする。

2.1.3.4 科学技術分野の方針

当館は、国の科学技術情報基盤整備の一環として、館長の諮問機関である科学技術関係資料整備審議会での審議・答申を基に、科学技術分野の資料収集に努めている。会議録、テクニカルレポート、博士論文、規格等の科学技術関係資料については別記（2.3.5）。

参考図書は、基本的なものをできる限り広く収集する。主なデータ集は、積極的に収集する。研究書は、学術的に高く評価されるものを積極的に収集するほか、新しい動向を扱ったものは書評等により一定の評価を受けたものを選択して収集する。国際的に広く活動する学会や協会が発行する資料は選択して収集する。

国の科学技術基本計画における重点推進四分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）・推進四分野（エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）に指定されている領域、科学技術政策に関する資料については積極的に収集する。また、経済分野等との境界領域（災害、環境、食品、医療等）にも留意する。

2.2の各項で、収集レベルについて特段の記載がない場合は、一般調査レベルまでを対象とする。ただし、国政の論点となるような資料や学術上重要なものは、研究レベルまでを対象とする。

2.2 主題別の収集

2.2.1 社会科学分野

2.2.1.1 政治・議会

①重要度

議会制度及び立法に関する資料をできる限り広く収集し、選挙、政党及び政治資金に関する資料を積極的に収集する。各国の政治制度・事情、国際政治、安全保障及び国際テロ対策に関する資料は選択して収集する。

政治史、外交史及び軍事史に関する資料を選択して収集する。特に、著名な政治家及び軍人の日記、回想記並びに伝記類に留意する。その他の政治史及び外交史に関する資料は厳選して収集する。

日本関係外交文書はできる限り広く収集する。

②収集レベル

主要国の政治・立法状況に関しては、研究レベルまでを対象とする。

2.2.1.2 法律・行政

①重要度

憲法及び議会法に関する資料をできる限り広く収集する。民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法は選択して収集する。ただし、国政審議の上で重要と思われる法令に関する資料は積極的に収集する。

米国大統領に関する資料を含む主要国の行政組織及び内閣制度に関する資料を積極的に収集する。特に、著名な行政官の日記、回想記及び伝記類に留意する。

その他、法律、行政・司法制度及び国際法に関する資料は選択して収集する。

②収集レベル

憲法及び議会法に関しては、研究レベルまでを対象とする。

2.2.1.3 経済・産業

①重要度

主要国及び各経済圏の最新情報が把握できる資料を積極的に収集する。

人口、国土、経済政策、経済協力、国際金融、貿易、金融、財政、税制、企業・経営・会計、運輸・交通情報通信、鉱工業、資源・エネルギー、農林水産業及び食糧に関する資料を積極的に収集する。

経済理論及び経済史に関する資料は選択して収集する。

産業関係等実用的な情報を掲載する資料は厳選して収集する。

②収集レベル

財政、税制、企業・経営・会計、情報通信及び鉱工業に関する資料は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.1.4 社会・労働

①重要度

社会学、家計・消費者、女性、青少年、高齢者、障害者、社会福祉、保健・医療制度、環境問題及び労働問題に関する資料を積極的に収集する。

社会科学一般、社会集団、社会病理、土地・住宅、社会調査、都市問題に関する資料及び変動の著しい地域の社会状況に関する資料は選択して収集する。

②収集レベル

青少年、高齢者、障害者、社会福祉、保健・医療制度、環境問題及び労働問題に関する資料は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.1.5 教育・スポーツ

①重要度

各国の教育政策・教育制度・教育史及び学校経営に関する資料を積極的に収集する。

教育理論、教育社会学、高等教育、社会教育、体育・スポーツ、教育課程、教科書及び特殊教育に関する資料は選択して収集する。

②収集レベル

各国の教育政策・教育制度・教育史及び高等教育に関する資料は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.2 人文科学分野

2.2.2.1 歴史・地理

①重要度

歴史学、考古学、地理学、文化人類学、民俗学等の分野に関する資料を選択して収集する。特に、各国の主要な人名録及び人名辞典は積極的に収集する。

2.2.2.2 哲学・宗教

①重要度

哲学、哲学史、思想史、宗教学、宗教史・事情等の分野に関する資料を選択して収集する。

2.2.2.3 芸術・言語・文学

①重要度

芸術学・美学、芸術史、建築、工芸、絵画、音楽等の分野に関する資料を選択して収集する。

言語学、文学、文学史、文学理論等の分野に関する資料を選択して収集する。特に、主要言語の辞書類は積極的に収集する。

2.2.2.4 学術一般、ジャーナリズム、出版及び読書

①重要度

学術一般、ジャーナリズム、出版、読書及び書誌学に関する資料、百科事典、並びに一般年鑑を選択して収集する。特に、学術団体、図書館、博物館、文書館、国際機関、出版社等のダイレクトリー類、主要国の百科事典や総合年鑑は積極的に収集する。

2.2.2.5 図書館情報学

①重要度

各国の図書館事情や図書館運営の動向に関する資料、図書館情報学の研究動向に関する基本文献及び国立図書館の年報、主要国の図書館統計、法規類・基準等を積極的に収集する。特に、代表的な分類表及び目録規則に留意する。

図書館協会の刊行物は、主要なものを選択して収集する。

重要度の高い研究開発レポート、国際会議の会議録等は厳選して収集する。

②収集レベル

各国の図書館事情や図書館運営の動向に関する資料、及び図書館情報学の研究動向に関する基本文献は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.2.6 書誌及び目録

①重要度

書誌の書誌、蔵書目録類を選択して収集する。特に、主要国の全国書誌、総合目録及び出版目録はできる限り広く収集する。国立図書館の蔵書目録、主要国の書誌の書誌、及び雑誌・新聞の書誌は積極的に収集する。

2.2.3 科学技術分野

2.2.3.1 科学技術一般及び数学・物理学

①重要度

科学技術政策及び研究開発動向に関する資料をできる限り広く収集する。

科学技術一般、数学、宇宙科学、物理学及び地球科学に関する資料を選択して収集する。特に、災害、物性データ、エネルギー及び地球環境に関する資料は積極的に収集する。

②収集レベル

災害及び物性データに関する資料は、学術調査レベルも対象とする。科学技術政策、研究開発動向、エネルギー及び地球環境に関する資料は、研究レベルまでを対象とする。

2.2.3.2 工学

①重要度

建設工学、機械工学、運輸工学、電気工学及び原子力工学に関する資料を選択して収集する。特に、情報通信、ナノテクノロジー、電子材料及びエネルギーに関する資料は積極的に収集する。

②収集レベル

情報通信、ナノテクノロジー及び電子材料に関する資料は、学術調査レベルも対象とする。エネルギーに関する資料は、研究レベルまでを対象とする。

2.2.3.3 化学

①重要度

化学・化学工業、繊維工学、食品工学、金属・鉱山工学及び印写工学に関する資料を選択して収集する。特に、スペクトル・データや化学物質の毒性・安全データ性等のデータ集、並びに環境、食品、ナノテクノロジー、材料（無機・有機・金属など）及びエネルギーに関する資料は積極的に収集する。

② 収集レベル

スペクトル・データや化学物質の毒性・安全性データ等のデータ集、並びにナノテクノロジー及び材料に関する資料は、学術調査レベルも対象とする。環境、食品及びエネルギーに関する資料は、研究レベルまでを対象とする。

2.2.3.4 生物学・農学

① 重要度

生物学及び農林水産学に関する資料を選択して収集する。特に、植物誌及び動物誌に関する資料、並びに生化学や遺伝子工学などライフサイエンスに関する資料は積極的に収集する。

② 収集レベル

ライフサイエンスに関する資料は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.3.5 医学・薬学

① 重要度

医学及び薬学に関する資料を選択して収集する。特に、主要国の医薬品集、薬局方、医薬品の安全・毒性など薬学に関する資料についても留意する。

② 収集レベル

疾病の治療法に関する資料や医薬品の安全・毒性データ集は、学術調査レベルも対象とする。

2.2.3.6 その他

① 重要度

人類学、心理学、軍事工学等の分野に関する資料を選択して収集する。

2.3 コレクションとしての収集

2.3.1 議会資料

2.3.1.1 所蔵状況

英・米・独・仏の議会資料は、18～19世紀以降の基本的な資料を広く所蔵する。その他の諸国と合わせて約70か国の資料を所蔵する。

2.3.1.2 収集範囲

議会の会議録及び議会文書等を積極的に収集する。特に、主要国についてはできる限り広く収集する。

2.3.2 法令資料

2.3.2.1 所蔵状況

英・米・独・仏の法令資料は、18～19世紀以降の基本的な資料を広く所蔵する。その他の諸国と合わせて約150か国の法令資料を所蔵する。

2.3.2.2 収集範囲

総合法令集（年刊法令集を含む。）、官報、法律公報（制定順法令集を含む。）、各種法令集及び条約集は、主要国を中心に積極的に収集する。特に、現行の総合法令集はできる限り広く収集する。

米、独、豪、加、スイス等の連邦国家の州レベルの総合法令集については、選択して収集する。

判例集は、英米の基本的なものを厳選して収集する。特に、国政の論点となる分野については選択して収集する。

2.3.3 官庁資料

2.3.3.1 所蔵状況

国際交換を主たる手段として収集した各国の主要な官庁資料を所蔵しており、中でも英、米、独、仏、加については広く所蔵する。主に 20 世紀半ば以降の資料を所蔵する。特に英国については、19 世紀後半以降の資料を所蔵する。

2.3.3.2 収集範囲

主要国の主な官庁の年報及び基本統計をできる限り広く収集する。主要国のその他の資料又は主要国以外の官庁資料については、選択して収集する。

2.3.4 国際機関資料

2.3.4.1 所蔵状況

当館は、国際機関の寄託図書館に指定されており、国際連合（UN）及びその専門機関であるユネスコ、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）等、並びに欧州連合（EU）などの資料を主に所蔵している。中でも UN については、ドキュメント、公式記録、パブリケーション等の基本的な資料を所蔵する。

2.3.4.2 収集範囲

国際機関のうち、当館が寄託図書館に指定されている又はそれに準じた機関の資料は、寄託により収集し、寄託で入手困難な資料については購入等の手段により積極的に収集する。特に、UN 及び EU の資料に留意する。収集対象は、目録類、公式記録、年報、統計、会議録、レポート等とする。

2.3.5 科学技術関係資料

2.3.5.1 所蔵状況

科学技術関係の図書、雑誌（2.2.3 参照）の外に、米国政府発行のレポート（PB、AD、DOE、NASA 等のレポート）、国際原子力機関（IAEA）の INIS レポートといったテクニカルレポートを所蔵する。このほか、科学技術分野の国際会議等の会議録、博士論文及び主要な規格（ISO、IEC 等）も所蔵する。

2.3.5.2 収集範囲

科学技術分野の国際会議、国際的に活動している学会の年次会議、及びその他の重要度の高い会議の会議録をできる限り広く収集する。

規格については、国際規格を積極的に収集し、国家規格は選択して収集する。

米国の研究レポートのうち、特に、政府発行のものを選択して収集する。インターネットで全文を無料公開していないレポートの収集に留意する。また、政府以外の研究機関のレポート、国際的なレポート及び企業のレポートについては厳選して収集する。

科学技術分野の博士論文は、米国及びヨーロッパ諸国を中心に厳選して収集する。

特許資料は、原則として収集しない。

2.3.6 新聞資料

2.3.6.1 所蔵状況

世界約 70 か国の新聞を所蔵する。戦後発行された欧米の一般紙が中心であるが、アジア地域の一般紙も多く所蔵する。

2.3.6.2 収集範囲

主要国の新聞を中心に収集する。その他各国の代表紙は、可能な限り 1 紙は収集することを目標とする。邦字紙は積極的に収集する。英・米・独・仏・伊・加・露及び中国・韓国の新聞

については、代表紙のほか、業界紙、主要な地方紙及び特定の主題を扱った新聞も選択して収集する。

カレント紙は原紙で収集する。バックナンバーは、基本的にはネットワーク系電子出版物の利用又はマイクロ資料での収集を行う。

2.3.7 地図資料

2.3.7.1 所蔵状況

世界約 150 の国・地域の基本図を所蔵する。また、地質図など各分野に関する主題図、都市図、ナショナルアトラス等も所蔵する。

2.3.7.2 収集範囲

世界各地の基本図、都市図、ナショナルアトラス等を選択して収集する。地質図など各分野に関する主題図については、標準的なものを厳選して収集する。

2.3.8 日本関係資料

2.3.8.1 適用範囲

日本関係資料とは、日本語の資料、言語を問わず日本を主題とする資料、及び著者が日本人又は日系人である資料をいう。

2.3.8.2 所蔵状況

欧米を中心とした外国人による日本論や日本人著作の外国語訳の資料を所蔵する。人文・社会科学系が 8 割近くを占める。研究機関による出版物は、非売品が多く所蔵が少なかったが、近年は国際交換による収集も増加している。

貴重な資料としては、西洋人の東洋紀行・旅行記、江戸時代の日本人の西洋受容を示す蘭書などを所蔵する。

2.3.8.3 収集範囲

日本関係資料は、旧植民地関係の資料（1.4.2 参照）も含め、できる限り広く収集する。日本人著作の翻訳書（重訳書を含む。）、漫画及び児童書についても収集の対象とする。ただし、趣味のための資料、実用書、日本語教材及び旅行ガイドブックは厳選して収集する。

個別の雑誌論文・記事は、日本関係資料としては収集しない。

2.3.9 日本占領関係資料

2.3.9.1 適用範囲

日本占領関係資料とは、連合国による日本本土占領及び米国による沖縄統治に関係する主として米国等統治国側の政府機関で作成された文書資料等をいう。また昭和 20（1945）年から 24（1949）年にかけて国内で発行され、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の検閲を受けた資料（米国メリーランド大学所蔵のプランゲ文庫）等も含む。

2.3.9.2 所蔵状況

GHQ/SCAP 文書、琉球列島米国民政府文書（USCAR 文書）、国際検察局文書（IPS 文書）、プランゲ文庫（雑誌、新聞・通信及び児童書）、その他関係国の対日外交関係資料等について、主として複製したマイクロ資料を所蔵する。

2.3.9.3 収集範囲

占領期の重要資料である米国国立公文書館（NARA）所蔵の陸海軍等の関係資料を積極的に収集する。プランゲ文庫の図書も積極的に収集する。その他の機関が所蔵する関係文書のコレクションは、選択して収集する。

2.3.10 移民関係資料

2.3.10.1 適用範囲

移民関係資料は、明治期以降の主として北米・中南米への日本人の集団的移民に関する文書資料、図書・雑誌資料等をいう。

2.3.10.2 所蔵状況

北米・中南米の日系移民資料について、ハワイ日系移民資料及びブラジル日系移民資料を中心に所蔵する。

2.3.10.3 収集範囲

明治期以降の日本人の海外移民の歴史を明らかにするため、主として現地の関係機関に保存されている図書、雑誌、新聞等の刊行物、日記、記録、その他の文書類を積極的に収集する。

2.3.11 アジア関係資料

2.3.11.1 適用範囲

アジア関係資料とは、アジア地域について書かれた資料及びアジア言語で書かれた資料をいう。その対象地域は、東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア及び中東・北アフリカとする。

2.3.11.2 所蔵状況

主として当館開館後に収集したアジア地域で発行された現地語資料及び欧文資料を所蔵するほか、アジア地域以外で発行されたアジア関係資料を所蔵する。現地語資料は、中国語資料が全体の約 8 割、続いて朝鮮語資料が約 1 割、その他のアジア言語資料が約 1 割を占める。現地語以外の資料は英語が中心である。

2.3.11.3 収集範囲

アジア地域の政治、経済及び社会の最新の動向や、文化及び歴史を知るための基本的な資料を積極的に収集する。特に、中国・韓国の社会科学、人文科学分野の資料については、主要国と同様に重点的に収集する（2.1.3.2、2.1.3.3 参照）。

図書については、基本書誌、参考図書、官庁出版物のほか、資（史）料集、研究書、叢書、全集、地方（史）誌、注釈書、統計等を積極的に収集する。

雑誌・年鑑については、科学技術分野も含め選択して収集する。新聞については別記（2.3.6）。

2.3.12 児童書及びその関連資料

2.3.12.1 適用範囲

児童書についての適用範囲は別記（1.4.6.1）。関連資料とは、児童書・児童文学、児童文化、伝承文学等を主題とする資料、及び子どもの読書・児童図書館等に関する資料をいう。

2.3.12.2 所蔵状況

児童書研究において重要な各国の基本的な児童書を所蔵する。欧米や中国、韓国をはじめとする約 120 の国や地域の児童書コレクションを所蔵する。関連資料は基本的な研究資料をそろえている。ただし、各国の教科書・学習参考書及び児童向け録音資料・映像資料は所蔵していない。

2.3.12.3 収集範囲

児童書については、各国の児童文学史上主要な作品や作家の代表的な作品等を積極的に収集する。権威ある児童書賞受賞作品や、日本語の作品をオリジナルとする翻訳作品も積極的に収集する（2.3.8 参照）。日本語に翻訳された児童書の原書は選択して収集する。日本関係及び児童文学史上評価されているものを除き、漫画は収集しない。他国の児童書を原作とした翻訳作

品は、一部を除き収集しない。関連資料については、基本的な参考図書及び研究書を選択して収集する。レファレンスツールを中心としたパッケージ系電子出版物は、厳選して収集する。

2.3.13 洋古書

2.3.13.1 適用範囲

洋古書とは、1830年以前に西洋で刊行された図書をいう。

2.3.13.2 所蔵状況

出版・印刷史上代表的な図書、書誌学・図書館学関係図書、日本関係資料、博物誌など科学史上の重要な図書等を中心に約2,400タイトルを所蔵する。うち2割弱は貴重書又は準貴重書に指定されている。

2.3.13.3 収集範囲

出版文化史上重要な資料、科学史関係資料等の当館の蔵書の特徴を強化する資料を厳選して収集する。

2.4 複本の整備

2.4.1 複本整備の目的

東京本館、関西館及び国際子ども図書館における国会サービス、来館利用及び遠隔利用をはじめとした図書館サービスを円滑に提供するために、特に必要な資料を複本として整備する。

2.4.2 収集範囲

2.4.2.1 東京本館の複本

東京本館各室で閲覧用として開架する資料を厳選して収集する。

関西館の所蔵と重複する雑誌は、国政審議に資するもの又は極めて利用頻度の高いものについて、電子媒体による導入状況を勘案しつつ、厳選して収集する。

2.4.2.2 関西館の複本

基本的な参考図書類、書誌・索引、図書館・図書館情報学関係資料、科学技術関係の主要な抄録・索引・データ集等を選択して収集する。調査研究に有用な資料は、東京本館での所蔵状況や関西館での利用状況を勘案しつつ、厳選して収集する。

新聞は、各国の主要紙を厳選して収集する。

2.4.2.3 国際子ども図書館の複本

「子どものへや」及び「世界を知るへや」において閲覧に供するための開架用資料、並びに学校図書館セット貸出し用資料を選択して収集する。

第3章 電子情報

3.1 基本的な考え方

3.1.1 適用範囲

本章では、利用権契約するネットワーク系電子出版物（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信された資料及び情報）、館内でネットワーク提供するため利用権契約するパッケージ系電子出版物（CD/DVD-ROMなど有形の媒体に情報を固定した電子出版物）、当館に収集・蓄積するインターネット資料等の収集について扱う。館内でネットワーク提供しないパッケージ系電子出版物の収集は第1、2章で扱う。

3.1.2 収集方針

図書館資料の収集は、原則として、国内資料ではそれぞれの媒体を収集し（1.1.3参照）、外

国資料では紙媒体での収集を中心とする（2.1.3.1 参照）が、検索利便性及び速報性が非常に優れている場合は、電子媒体の資料を購入又は契約により利用可能とする。契約においては、郵送複写サービスを提供可能とするよう特に留意する。また、外国資料については、長期的なアクセスの保障等から電子媒体のみの所蔵でも問題がないと判断される場合は、紙・マイクロ媒体から電子媒体へ移行することも考慮する。

ネットワーク系電子出版物とパッケージ系電子出版物の双方が存在する場合は、閲覧、複写等の契約条件等が満たされるのであれば、ネットワーク系電子出版物を導入する。現在、パッケージ系電子出版物で収集を行っている資料は、上記の諸条件が満たされれば、ネットワーク系電子出版物へ移行する。

収集・保存するインターネット資料等については、原則として日本国内のものを収集する。国の機関、地方公共団体その他の公的機関のサイト及び著作物については、国立国会図書館法第25条の3に基づき、許諾を要することなく収集する。その他の資料については、発信者の許諾を得て収集を行う。

3.2 利用権契約するネットワーク系電子出版物

3.2.1 適用範囲

本項では、ネットワーク系電子出版物のうち、契約等により電子データへのアクセス権を有する電子ジャーナル、抄録・索引データベース等のオンラインデータベースを扱う。当館がデータを収集し、蓄積するものについては、「3.4 収集・蓄積するインターネット資料等」で扱う。

3.2.2 導入状況

平成14年度から電子ジャーナル等の利用提供を開始した。外国の電子ジャーナルにおいては、現在継続収集中の紙媒体のタイトル数をはるかに超える数のタイトルを利用可能としている。現在、これらの外国の学術系電子ジャーナルや抄録・索引データベースを中心に東京本館（国会分館を含む。）及び関西館、並びに議員会館で利用可能である。

3.2.3 収集範囲

3.2.3.1 国内の資料

レファレンスに有用なもの、紙媒体やマイクロ資料での利用が多いものを選択して導入する。

3.2.3.2 外国の資料

①電子ジャーナル

学術出版社等が提供するもので、調査研究に有用なものを選択して導入する。学協会が提供するものにも留意する。パッケージ型商品の場合は、学術雑誌の収録数が多く包括性の高いものを選択して導入する。バックファイルについては、利用が多いタイトルを厳選して導入する。

新聞の個別タイトルは、代表的であり、利用が多いものを厳選して導入する。

②抄録・索引データベース

抄録・索引等の二次情報は、科学技術分野を中心に選択して導入する。

③ファクトデータベース

議会、法令、国際政治及び国際機関の情報は、国会サービス等で利用が多いものを選択して導入する。無料で提供されているものも導入の対象とする

経済・産業・企業情報は、速報性があり包括性が高いものを選択して導入する。

百科事典、人名辞典、辞書、図鑑等は、レファレンスに有用なもので包括性が高いものを厳

選して導入する。

科学技術系データ集は、包括性が高いものを厳選して導入する。

④電子書籍

レファレンスブックを中心に厳選して導入する。

3.3 ネットワーク提供するパッケージ系電子出版物

3.3.1 適用範囲

本項では、CD/DVD-ROM 等のパッケージ系電子出版物のうち、館内でネットワーク提供するために利用権契約を行うものを扱う。

3.3.2 導入状況

平成 14 年度からパッケージ系電子出版物の館内ネットワーク提供を東京本館と関西館で開始した。国内の抄録・索引等のレファレンスツールが中心である。

3.3.3 収集範囲

3.3.3.1 国内の資料

館内 LAN を通じた複数ユーザー同時利用等の目的のために、書誌、抄録・索引等のレファレンスツールを中心としたパッケージ系電子出版物の複本を厳選して収集する。

3.3.3.2 外国の資料

各国の販売書誌、出版情報、全国書誌及び書誌・索引データベースなど書誌情報を扱うものを中心に厳選して収集する。辞典・事典、データ集、統計、便覧、雑誌、法令集等についても、収集の対象とする。

3.4 収集・蓄積するインターネット資料等

3.4.1 適用範囲

本項では、ネットワーク系電子出版物のうち、当館がそのデータを収集し、蓄積するものを扱う。インターネット上に存在するウェブサイト及び情報のほか、組織内イントラネットにある情報等のインターネット上にはないが同様の目的で当館が収集・蓄積するデータもここで扱う。

なお、インターネット資料の収集・蓄積は、サイト単位のほか、書籍、論文、記事といった著作物単位でも行う。後者には、巻次・年月次等の表示を伴って継続的に発行される電子雑誌も含む。

3.4.2 収集状況

国の機関、都道府県及び政令指定都市、法定合併協議会及びその構成市町村、独立行政法人や特殊法人等の公的な法人・機構、国公立大学、国際的・文化的イベント等のウェブサイトなどのインターネット資料を収集・保存している。インターネット資料に含まれる電子雑誌としては、学術雑誌、紀要等のほか自治体の広報誌やメールマガジン等がある。

このうち、国の機関その他の公的機関のサイト及び著作物については、平成 22 年度から発信者の許諾を要することなく収集する制度収集を開始した。公的機関以外のサイト及び著作物については、発信者の許諾に基づく選択的な収集となっている。

3.4.3 収集範囲

3.4.3.1 国内の資料

日本国内のインターネット資料のうち、国の機関、地方公共団体その他の公的機関のサイ

ト及び著作物は、国立国会図書館法第 25 条の 3 の規定に基づき網羅的に収集する。その他の資料は許諾を得て、国会に関する又は国政審議に資するもの、学術的・文化的価値が高いものを選択して収集する。

従来紙媒体で発行されていたものでネットワーク提供に切り替わった資料・情報は、積極的に収集する。紙媒体で同等の内容の出版物が発行されておらず、ネットワーク上でのみ公開されているもので、かつ、公益性の高いものについても、積極的に収集する。なお、紙媒体で同等の内容の出版物が発行されているものを収集対象から除外しない。

3.4.3.2 外国の資料

日本関係資料であり、かつ当該分野で高い評価を受けているインターネット資料を収集対象とする。

第 4 章 立法関係資料

4.1 基本的な考え方

4.1.1 適用範囲

立法関係資料とは、国会に対するサービスのため、専ら国会議員、当館の調査員及び国会関係者の職務の遂行に資するための資料又は情報をいう。なお、ネットワーク系電子出版物で、国会議員及び国会関係者の利用に供するものについては、第 3 章で扱う。

4.1.2 収集方針

立法関係資料は、種類・媒体を問わず、できる限り広く、かつ、速やかに収集する。

4.2 収集範囲

4.2.1 立法資料

立法資料とは、調査業務に資するために収集し、調査及び立法考査局において保管する資料をいう。

国会の議事資料は、網羅的に収集する。また、各府省の政策に関連する資料は、できる限り広く収集する。その他の国内の資料は、調査業務に必要なもの及び利用頻度の高いものを選択して収集する。なお、国会に議席を有する政党の機関誌・紙は、網羅的に収集する。

外国の資料は、調査業務に必要なもの、利用頻度の高いもの、各分野にわたる各国議会の立法動向を分析したもの、並びに各国の最新の動向を知ることのできる専門誌及び一般誌を選択して収集する。

4.2.2 国会分館の資料

国会分館は、国会議事堂内での図書館サービスを提供し、国会議員及び国会関係者の職務の遂行に資するための資料又は情報を収集する。

国会の議事資料は、網羅的に収集する。また、国政審議に必要な官庁資料を積極的に収集する。それ以外の国内の資料は、社会科学関係の主題を中心に、国政審議に必要な新刊書及び利用頻度の高い参考図書を選択して収集する。また、総合雑誌、週刊誌、社会科学系の主要誌、及び全国紙は積極的に収集し、地方紙及び業界誌・紙は選択して収集する。ただし、国会に議席を有する政党の機関誌・紙は網羅的に収集する。

外国の資料は、各分野の基本的な参考図書、総合雑誌、政治・経済分野の代表的な雑誌及び主要国の代表的な新聞を厳選して収集する。

4.2.3 議員閲覧室の資料

東京本館内における国会議員の調査研究を支援するため、基本的な図書、雑誌、新聞並びに議会及び法令関係資料を選択して収集する。国会に議席を有する政党の機関誌・紙は網羅的に収集する。議員著作文庫は別記（1.4.4 参照）。

< 参 考 >

重要度の表現について

	文言	概念
0	収集しない	収集せず、寄贈も通常断る。
1	厳選して収集する	史料価値、当館蔵書構成上の必要性、他館所蔵状況等を総合的に評価し慎重に収集する。寄贈は受入れ可。
2	選択して収集する	評価選択して収集する。刊行年や予算、入手方法（国際交換、寄贈以外は不要等）による制約を付す場合がある。
3	積極的に収集する	多様な出版情報を集めて収集すべき資料の選書を積極的に行う。当該資料群において価値のある資料が漏れないよう留意する。
4	できる限り広く収集する	該当する資料をできる限り多く収集する。
5	網羅的に収集する	該当する資料のすべてを収集する。

収集レベルについて

	文言	概念
1	基礎レベル	当該主題分野を紹介する基本的な参考図書
2	一般調査レベル	一般的な調査を行う際に必要とされる出版物。専門的な主題を有する参考図書。一般的な研究書。当該主題分野で代表的な雑誌・新聞や、最新の情報が掲載されている資料を含む。
3	学術調査レベル	専門の研究者が論文作成等のために必要な出版物のうち、当該主題分野で重要かつ主要なものを対象とする。最新資料だけでなく、歴史的に見て価値のある資料も含む。
4	研究レベル	専門の研究者が高いレベルの研究を行うために必要とする出版物。当該主題分野で重要とされる資料のほとんどを対象とする。会議録、博士論文を含む。